

# 「市民法律講座」を開催します

## ～今年度は7月と2月に

## 無料法律相談会を実施します～

平成 15 年度市民法律講座・無料法律相談会開催予定

日程	開催区分	テ・マ・相談会内容	講師・相談者	会場
4月19日(土)	講座	相続と遺言の法律相談	木津川迪治さん	市民センター講座室
5月17日(土)	講座	破産民事再生の法律相談	吉田健さん	市役所特別会議室
6月21日(土)	講座	離婚の法律相談	若柳善朗さん	市役所特別会議室
7月12日(土)	相談会	「相続」に係る法律・税務合同相談会	弁護士と税理士	エコルマ展示多目的室
8月23日(土)	講座	不動産の売買・賃貸をめぐる法律相談	八木良和さん	市役所特別会議室
9月20日(土)	講座	高齢者の扶養と成年後見	堀川末子さん	市役所特別会議室
10月18日(土)	講座	消費者問題	小松雅彦さん	市役所特別会議室
11月15日(土)	講座	相続と遺言の法律相談	堀川日出輝さん	市役所特別会議室
12月20日(土)	講座	金銭の貸付と保証	中村裕二さん	市役所特別会議室
1月17日(土)	講座	マンションの諸問題	小林貞五さん	市役所特別会議室
2月21日(土)	相談会	法律相談会(一般法律相談)	弁護士	エコルマ展示多目的室
3月13日(土)	講座	相隣関係(近隣紛争)	高橋栄一さん	市役所特別会議室

7月12日(土)の合同相談会と2月21日(土)の法律相談会は別途募集受付となりますのでご注意ください。

市内在住の弁護士さんの協力のもと、市民の皆さんの法律知識の向上と問題解決の手助けを目的として、平成13年度より実施して好評をいただいています「市民法律講座」を本年度も引き続き開催します。

今年度はさらにレベルアップをはかり、12回の講座のうち7月と2月は、市民の皆さんが日々抱えている問題、悩みごとについて実際に相談していただく機会を設け、「無料法律相談会」として実施します。

**市民法律講座**  
相続や離婚、不動産の売買、お金の貸借の問題等日常生活での身近な問題について、毎月テーマを変えて、弁護士さんが分かりやすく説明をします。詳細は別表のとおりです。時間はいつでも午前10時から正午まで。参加費は無料。募集人員は各回50人(キャンセル待ち有り)。聞きたいテーマを絞って申し込みください。

**無料法律相談会**  
開催予定は別表のとおりです。時間はいつでも午前10時から正午まで。相談の募集については当日先着20人(キャンセル待ち有り)を予定しています。**「申し込み・問い合わせ」産業生活課へ。**

### 行政サービス

**国民年金保険料の免除承認期間が変更されています**

国民年金保険料の免除承認期間は、申請した月の前月から翌年の3月まででしたが、平成14年4月から、申請した月の前月から翌年の6月までとなっています。

したがって、平成15年7月以降も引き続き免除(全額免除・半額免除)を希望する方は、8月中に免除の申請書を届け出てください。

なお、学生納付特例については、今までどおり、申請した月の前月から翌年の3月までとなりますので、引き続き学生納付特例を希望する方は、5月中に届け出てください。

**「問い合わせ」保険年金課**

**国民年金保険料について**

平成15年度分(4月から16年3月分まで)の国民年金保険料は、平成14年度と同じ1万3,300円となります。

保険料は、毎月銀行または郵便局などで納めていただきます。市役所の窓口では納めることができますのでご注意ください。

また、口座振替を利用していただく、預金口座から毎月自動的に引き落とされますので、納め忘れがなく便利です。

手続きは「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書」に記載、押印のうえ、金融機関または郵便局に提出ください。

**「問い合わせ」府中社会保険事務所 042(361)101**

**農業取締法改正のお知らせ**

農業取締法が改正されました。主な改正点は

- ① 無登録農産物の製造、輸入、使用の禁止(無登録農産物の販売は従来から禁止)
- ② 農薬使用基準に違反する農薬使用の禁止
- ③ 罰則の強化

農薬は農林水産省の登録番号のあるものを、ラベルをよく読んで使用ください。

詳しい農薬情報は、農林水産省ホームページの農薬コーナー(<http://www.maff.go.jp/rouyaku/>)をご覧ください。

**「問い合わせ」産業生活課**

**環境保全実施計画推進委員 員欠員募集**

〔募集人員〕2人  
〔任期〕3年  
〔対象者〕20歳以上の市内在住者で、月1回程度、平日夜間の会議に出席できる方  
〔応募方法〕住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号および作文「環境について」を400字程度にまとめ持参または郵送してください。

〔応募期間〕4月10日(木)必着  
〔提出先・問い合わせ〕〒200-8585 狛江市役所環境改善課

### NPO法人設立認証申請相談を受け付けます

民間の非営利団体(NPO)は、福祉、環境、まちづくりなど幅広い領域で活動を行い、その存在と重要性が広く認められるようになりました。しかし、NPOの多くは、事務所を借りる契約のとき、不動産の登記や銀行口座の開設のときなど、活動するうえで法人格を持たないことにより支障が出る場合もあります。その要請に応え、NPOがより活発な活動ができるよう制定された法律が、「特定非営利活動促進法(NPO法)」です。この法律は、法の定め

市では、NPO法人設立認証に必要な申請書類の書き方など、法人設立に関する各種相談を受け付けています。相談を希望される団体の方は、事前に電話予約をしてください。

**「問い合わせ」市民協働課**

### 狛江市消費者団体連絡会への参加者募集

参加しよう(団体でも個人でも参加歓迎)

狛江市消費者団体連絡会(狛江市消団連)では、消費者団体が相互に連携協力し、私たちの身近な問題について、多くの皆さんと一緒に考え、事業や講座等年間をとおして積極的な活動を行っています。消費生活に関する市民講座や施設見学会の開催、毎年10月に開催される「狛江市みんなの消費生活展」への参加、市内スーパーでのプラスチックトレー調査と包装の減量やリサイクル推進の呼び掛け、情報紙の発行等を実施しています。

団体参加だけでなく個人での参加も歓迎しますので、若男女を問わず関心のある方はぜひ参加ください。

**「問い合わせ」産業生活課**

### 参加しよう(個人でも参加歓迎)

消費者を取り巻く課題(消費者問題、契約・法律、物価・経済、食生活、衣類・住生活、環境、福祉・医療、情報・通信等)はますます複雑多様化してきています。これらに対応していくためには消費者自身が勉強し、対応策を検討、実践化する以外にありません。時代の変化とともに発生するこれらの課題に対し、今後の連絡会の活動をさらに推進していくため、新たな市民の皆さんのパワーが必要不可欠となっています。

個人参加だけでなく個人での参加も歓迎しますので、若男女を問わず関心のある方はぜひ参加ください。

**「問い合わせ」産業生活課**